

新型コロナウイルス（チリキ県、ベラグアス県及び
コクレ県の一部地域における外出禁止措置等の変更）

令和３年５月１９日
在パナマ日本国大使館

１８日、スクレ保健大臣は記者会見において、チリキ県、ベラグアス県及びコクレ県の一部地域において夜間外出禁止時間の変更等の措置を実施することを発表しました。その概要以下のとおりです。

１ チリキ県及びベラグアス県

（１）夜間外出禁止時間の短縮

５月２１日より、夜間外出禁止時間を午後１０時から午前４時までに短縮（現行の開始時間午後８時より２時間繰り下げ、終了時間は同じ）。

（２）商業施設の営業時間

５月２１日より、午後９時までに延長（従来は午後７時まで）。

（３）完全外出禁止措置

毎週日曜日の完全外出禁止措置は５月２３日まで維持（その後の措置については感染状況を評価の上検討）。

２ コクレ県アントン市、ペノノメ市、ラ・ピンターダ市

（１）夜間外出禁止時間の延長

５月２４日より、夜間外出禁止時間を午後１０時から午前４時までに延長（現行の開始時間午前０時より２時間繰り上げ、終了時間は同じ）。

（２）商業施設の営業時間

５月２４日より、午後９時までに短縮（従来は午後１１時まで）。

以上